

山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

令和4年 7月22日林振第 665号 制定

令和4年12月1日林振第1293号 改正

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症等の影響による木材価格高騰に伴う工務店等の建築事業者の負担軽減とともに、県産材需要の増大と安定的な流通体制の構築を図るため、やまなし県産材供給システム強化対策事業費補助金交付要綱（令和元年10月4日林振第1101号制定）第3条第1項に規定する企業グループ（以下「企業グループ」という。）を構成する建築事業者が行う県産材を用いた住宅建築に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。第7条において「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 山梨県内で生産された木材（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。
- (2) 県産材製品 木材製品のうち、県産材を使用したものをいう。
- (3) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、建築物の用途が居住専用住宅、居住専用準住宅又は居住産業併用建築物のいずれかに該当するものをいう。ただし、貸家及び給与住宅を除く。
- (4) 構造材等 住宅に使用される木材製品のうち、住宅内部の床面、壁面又は天井に内装仕上げとして施工される内装材以外のものをいう。
- (5) 建築事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築工事業又は大工工事業を行う者又は団体をいう。
- (6) 建築主 建築事業者と住宅の新築、増築又は改築に係る請負契約を締結する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、企業グループとする。

2 企業グループを構成する者（法人である場合にあっては、当該法人又はその役員（人格のない社団等の代表者又は管理者を含む。））が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付することができない。

- (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定

する暴力団をいう。第3号及び第4号において同じ。)

- (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号及び第4号において同じ。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- (6) 前各号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人事業者

(補助金交付の要件及び補助単価)

第4条 補助金の交付の要件及び補助単価は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(次条第2項及び第11条において「申請者」という。)は、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書(要綱様式第1号。次条第1項において「交付申請書」という。)に必要な書類を添付して、別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付決定通知書(要綱様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(要綱様式第3号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、補助金の交付決定額の20%以内の減額の場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 企業グループを構成する建築事業者は、別に定めるところにより、補助金の全額を木材価格高騰の影響による請負金額の上昇を緩和する措置に充てること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた事業者（次条において「補助事業者」という。）は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は当該交付の決定がされた日の属する年度の3月15日（当該日が山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年山梨県条例第5号）第3条第1項に規定する週休日及び同条例第9条に規定する祝日に該当する場合は、直後の平日とする。）のいずれか早い日までに、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金実績報告書（要綱様式第4号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付額の確定通知書（要綱様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、精算払とする。

(補助金の返還等)

第11条 知事は、申請者が次に掲げるいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 前号のほか、補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(書類の保管)

第12条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表

1 補助要件

- (1) 第6条第1項の規定により交付が決定された後に対象となる住宅の請負契約を締結していること。
- (2) 対象とする住宅1棟当たり2.5 m³以上の県産材製品を使用すること。
- (3) 国の補助金の対象となっている事業又は地方公共団体が実施する国費の含まれた補助事業を併用していないこと。ただし、補助対象経費と異なる経費を対象とする助成制度を利用する場合は、この限りでない。

2 補助単価

| 交付の対象 | 単 価 |
|--|----------------------------|
| 別に定める期間内に、対象となる建築現場に納入された構造材等。ただし、延べ床面積1 m ² 当たり0.2m ³ を上限とする。 | 28,000 円/m ³ 以内 |

要綱様式第1号

番
令和 年 月 日
号

山梨県知事 殿

企業グループの名称

(代表事業者)

所在地

名称

代表者氏名

印

山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) その他必要な書類

番
令和 年 月 日

(企業グループ名) 代表事業者
殿

山梨県知事 印

山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金については、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同要綱第6条第2項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県木材価格高騰緊急対策事業とし、その内容は交付申請書のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、 円とする。
- 3 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(要綱様式第3号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、補助金の交付決定額の20%以内の減額の場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 企業グループを構成する建築事業者は、別に定めるところにより、本事

業補助金の全額を木材価格高騰の影響による請負金額の上昇を緩和するための原資に充てること。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則で定める年率の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合は、その承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は事業が完了した年度の3月15日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

企業グループの名称

(代表事業者)

所在地

名称

代表者氏名

印

山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金変更(中止・廃止)
承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
次の理由により変更(中止・廃止)したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更(中止・廃止)の理由

2 変更(中止・廃止)の内容

3 添付書類

(1) 山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付申請書(要綱様式第1号)
に添付する事業計画書に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記
載した書面

(2) その他必要な書類

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

企業グループの名称
(代表事業者)
所在地
名称
代表者氏名

印

山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、
山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次の
とおり報告します。

1 補助金の額 円

2 添付書類

(1) 実施報告書

(2) その他必要な書類

要綱様式第5号

番 号
令和 年 月 日

(企業グループ名) 代表事業者

山梨県知事 印

山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金については、山梨県木材価格高騰緊急対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり確定する。

交付確定額 円